

令和7年1月9日

質 問 事 項 ・ 回 答

案件名称：西淀工場ほか4か所で使用する都市ガス供給（長期継続）

大 阪 広 域 環 境 施 設 組 合

番号	質問事項	回答
1	<p>弊社の契約内容によって供給条件では、以下、契約 最需要期使用量、契約最大使用量、契約年間引取量の 数値の設定が必要となります。追記いただけるでしょ うか。</p> <p>① 契約最大需要期使用量 検針日によって最大需要期の期間が異なります。 [舞洲] 弊社の最大需要期は、11月の定例検針日の翌日から3 月の定例検針日までの期間(12月検針分～3月検針分) となります。 舞洲工場 213,019 m³ [平野・東淀] 弊社の最大需要期は、12月の定例検針日から4月の定 例検針日までの期間(1月検針分～4月検針分)とな ります。 平野工場 129,700 m³ 東淀工場 23,962 m³</p> <p>② 契約最大使用量 予定年間使用量が100,000 m³未満の場合、メータ 一定格の合計(中圧は2倍)が最大使用量となります。 舞洲工場 6,006 m³/h 平野工場 2,800 m³/h 東淀工場 7,104 m³/h ※東淀工場は、項番8で質問しているメーター6つの 場合の数値です。</p> <p>③ 契約年間引取量 契約年間引取量は契約年間使用量の70%以上(小数 点以下切り上げ)</p>	<p>当組合の焼却工場につきましては、仕様書6のとおり、工場 の運転状況により使用量が上下し、仕様書に記載の予定使用量 と大きく乖離する場合がございます。そのため、本案件では契約 最大需要期使用量、契約最大使用量、契約年間取引量の設定 はいたしかねます。したがって仕様書への追記はできません。</p>

	舞洲工場 306, 293 m ³ 平野工場 140, 798 m ³ 東淀工場 100, 908 m ³	
2	弊社の契約内容によって供給条件では、契約最大需要期の超過、契約年間取引量（年間使用量の70%以上）の未達、中途変更、中途解約の場合、精算額が発生する場合があります。ご了承くださいでしょうか。	質問1のとおり、本案件では契約最大需要期使用量、契約最大使用量、契約年間取引量を設定いたしません。また、契約の変更及び解除は契約書第4条のとおりです。
3	ガス料金を算定する原料価格に関する料金は、入札時、契約・請求時ともに各社の供給条件、約款の定めに基づき算定するとあります。 入札金額の算定に関しまして、LNG、LPGの原料価格をご指定ください。指定せず原料費調整について考慮しないとなると、各社の基準原料価格での算定となり、各社の基準原料価格が異なるため、公平な競争とならないかと存じます。 入札時の条件を揃えるため、原料価格を指定していただけないでしょうか。 （例えば、「令和5年4月～令和6年3月の財務省貿易統計の公表値の実績平均」等です） また契約・請求時はガス供給者の供給条件に基づいて、燃料調整費を算出するという点でよろしいでしょうか。	本案件では、仕様書15(1)のとおり、入札金額には原料費調整額を含めない金額を記入いただきます。そのため、原料価格の指定はいたしません。 請求時は仕様書5のとおりです。ただし、仕様書5(3)のとおり、入札日現在有効な一般ガス導管事業者が定める最終保障供給約款で算出したその月の原料費調整単価より受注者の供給条件で算出したその月の原料費調整単価が高価である場合は、最終保障供給約款で算出された原料費調整単価を使用いただきます。

4	<p>弊社は一年間の契約であり、原料費調整単価は月毎に変動しますが、その比較で月毎に一般ガス導管事業者が定める最終保障約款に切り替えることはできません。ご了承いただけるでしょうか。</p>	<p>仕様書 5 (3) のとおり、入札日現在有効な一般ガス導管事業者が定める最終保障供給約款で算出したその月の原料費調整単価より受注者の供給条件で算出したその月の原料費調整単価が高価である場合は、最終保障供給約款で算出された原料費調整単価を使用いただきます。</p>
5	<p>契約年間使用量が、下回る変更となった場合、精算額が発生する場合があります。ご了承いただけるでしょうか。</p>	<p>質問 2 の回答のとおりです。</p>
6	<p>検針票の提出、あるいは検針時に職員の方にお立合いいただくことで検査完了とさせていただいてよろしいでしょうか。</p>	<p>契約後協議により可能とします。</p>
7	<p>弊社は検針業務、料金事務等を外部委託しています。今後も外部委託の範囲が広がる可能性があります。また、文書保管義務があるため一定期間を経過しないと消去できません。なお書きをそれぞれに追記いただけないでしょうか。「なお、受注者が業務に必要な範囲で第三者に業務を委託する場合はこの限りではない。」</p>	<p>受注者の業務に必要な検針業務、料金事務等を外部委託することは、契約後協議により可能とします。ただし、契約書の内容を変更することはできません。</p>

8	<p>弊社で調べると貴施設のメーターは6つあるようです。 ご確認をお願いします。</p>	<p>お見込みのとおりです。仕様書別紙1の東淀工場の供給先一覧に以下のメーターを追加いたします。 供給地点特定番号：00212500099233707 使用番号：33-46-663-16-0605 契約種別：一般ガス 供給圧力：中圧 ガス計器型式：R1000 また、仕様書別紙1の東淀工場のガス計器型式に記載のET1000は誤記であり、R1000が正となります。</p>
9	<p>弊社の契約内容によって供給条件では、中途解約、中途変更の場合、精算額が発生する場合があります。弊社が正当な理由があると判断した場合を除き、精算額をお支払いいただきますので協議に応じることはできません。ご了承いただけるでしょうか。</p>	<p>質問2の回答のとおりです。</p>
10	<p>弊社は一般ガス導管事業者とは別会社です。ですので別会社の約款と弊社の供給条件とを比較して、部分的に適用しないということは協議も含め承服しかねます。 よって左記の文言を全て削除していただけるでしょうか。(様式の都合により文言を下記に記します。)</p> <p>【文言】 (～前文略)ただし、本案件にかかる入札日現在有効な本組合を構成する地域内の一般ガス導管事業者が定める約款及び条件等に照らし、発注者にとって不利と認められる規定については、これを適用しない。</p>	<p>契約書(ガス調達契約書)の記載内容を変更することはできません。</p>

11	<p>弊社は代表取締役社長から委任された業務部長名で契約しますが、ご了承いただけますでしょうか。また、誓約書の代表者の氏名も業務部長名でよろしいでしょうか。</p>	<p>本組合の入札参加資格申請において、業務部長名で受任者設定をされている場合は業務部長名での契約が可能です。誓約書には代表者と受任者設定されている方の両方の氏名の記載が必要です。</p>
12	<p>落札後、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけますでしょうか。また、契約種別によりお申込書を弊社にご提出いただいて契約成立となります。契約書は不要となる場合がございますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>合綴するものは、契約書（ガス調達契約書）と仕様書になります。本案件は、契約書に基づいた契約となるため、契約書が不要になることはありません。</p>
13	<p>①弊社は契約内容によっては一部料金（従量料金のみ）の種別があり、その場合、ご指定の内訳書の基本料金単価＝0円、従量料金単価（税抜）となります。実際のご請求時は税抜単価（燃料調整費含む）×使用量で小数点以下を切り捨ててから1.1倍し、その小数点以下を切り捨てて税込金額として請求します。ご指定の内訳書の内訳単価の表記（税込）に合わすとすると、税抜単価×1.1倍したものの小数点三位以下切り捨てて表記することとなり、実際の請求時の計算方法が異なり若干の差異がでます。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>②もしくは弊社様式の内訳書を提出してよろしいでしょうか。</p>	<p>入札額の算定につきましては、内訳書で指定されている端数処理方法を用いてください。また、実際の料金請求時の端数処理方法の変更については、契約後協議により可能とします。</p>

14	<p>入札参加通知書は落札後にメールで提出してよろしいでしょうか、不可の場合は提出方法について教えてください。</p>	<p>押印が不必要な提出資料はメールでの提出で可としますが、誓約書はご使用印の押印が必要なため本組合窓口への提出が必要です。</p>
15	<p>貴施設での令和5年からの供給実績を、履行実績として契約保証金免除申請書に記載することで、免除となりますでしょうか。</p>	<p>実績調書に記載いただいた内容を証するもの（契約書の写し等）の添付が必要となります。</p>
16	<p>【コンプライアンスに係る特記仕様書第3条（調査の協力）】 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。 →具体的にどのような調査をされるのでしょうか。</p>	<p>「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第5条第1項では、委託先事業者は、委託事務等を行うに当たっては、常に公正であることを旨とし、市民の疑惑や不信を招くことのないよう十分に配慮するとともに、この条例の定めるところに従い、公益通報に適切に対処しなければならないこと、第2項では、委託先事業者の役職員は、委託事務等を処理するに当たっては、常に法令等を遵守し、公正な職務の執行に当たらなければならないことが規定されています。</p> <p>その責務に関して、本組合に通報等があった場合、同条例第7条第2項では、対象となる委託先事業者及び委託先事業者の役職員は、組合の機関が行う調査に協力しなければならないと規定しています。</p> <p>調査方法については案件にもよりますが、ヒアリングやアンケートの実施等が想定されます。</p>